

土地改良区の歩みは集落と共に The Land Improvement District should develop with the local villages

重森 篤
Atsushi SHIGEMORI

1. はじめに

滋賀県の琵琶湖南東部に位置し、美しい田園風景が広がる愛知川地区では、都市近郊である地理条件から人口は微増しています。地区内の各集落では「むらづくり」が盛んで、競って伝統、文化、歴史を継承しようと努めています。この「むらづくり」の一部（10選）を右欄に紹介し、土地改良区との関わりを考えたい。

2. 農業用水確保の歴史

当地区は、特Aと認定された米「みずかがみ」に代表される受益面積 6,877 ha、組合員数約 9,000 人を擁する水田地帯であり、国営土地改良事業で造成された「永源寺ダム」の恩恵を受けてきましたが、近年の小雨化傾向による河川流量の減少、ほ場での用水需要の変化、更にはその後の施設の老朽化もあり、用水不足が顕在化しました。前歴事業で頭首工を新設する他、地下水・湧水等を活用することとしたが、今なお節水送水を繰り返しています。用水不足を解消するため、平成 26 年度から「国営湖東平野土地改良事業」及び附帯県営事業に取り組んでいます。

3. 愛知川沿岸土地改良区の課題

3. 1 用水管理の効率化：当地区の水不足に関しては、総合地球環境学研究所の 4 年にわたる調査研究結果として、「水量の絶対的な不足からくる問題でなく、分水工より下流の水配分に問題のある地域が存在する。」と提言いただいております。今後管理組織の再構築、国営事業等による施設機能の改善措置が必要となっています。

3. 2 土地改良施設の老朽化：地区内の多くの土地改良施設は老朽化が進み、漏水等の対応に苦慮しています。また、古い時代の施設であることから維持管理作業に多大な時間と労力を要しており、湖東平野事業による自動給水栓等 IT の導入による操作管理の省力化に期待しています。

3. 3 重層土地改良区における維持管理の分担：愛知川沿岸土地改良区（農業用配水施設）の

愛知川地域のむらづくり自慢（10選）

地域の「農」を見つめる

水は限られた資源であり、一粒一粒の雨が豊かな水の流れとなるためには、緑まぶしい山林と水面が輝く水田、更には人と生きとし生ける生物が共存出来る環境を守り継がなければなりません。

山や田そして地域全体を守るのは農家だけでは難しく、地域住民の皆さんが一体となって取り組むことが重要であると言われていました。そして、地域住民が一体となった元氣な集落の営みが、命の源である水を養い農が栄えると考えるのもと、清流愛知川沿いの元氣な集落の活動を、10回にわたり「むらづくり自慢」として本誌に紹介してきました。

ここで改めて、各回のテーマを紹介し、更なる地域の発展と農業農村整備行政に携わる関係各位のご活躍を祈念するものです。

各回のテーマ

第1回 水は命のみなもと



第2回 大地は植物を育み



第3回 生きる営みが環境を創造し



第4回 思いやりが地域活動を促す



第5回 伝統が世代をつなぎ



第6回 地域の誇りが伝統を守る



第7回 貴重な資源を大切に



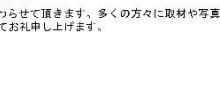
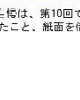
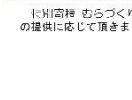
第8回 水辺環境を次世代に伝え



第9回 地産地消を展望し



第10回 自慢のむらづくりを目指す



※川内様、むらづくりに誌は、第10回で終わらせて頂きます。多くの方々へ取材と写真の提供に応じて頂きましたこと、誠面を備わりお礼申し上げます。

地区内には、重層して28の土地改良区(区画整理)が末端用水路等の管理運営に当たっています。しかし、これらの土地改良区では協議会方式等で経費の節減を図っているものの、組織的、財政的に施設改修等の業務運営は困難となっており、末端支配面積20ha(集落頭)までの改修については愛知川沿岸土地改良区で担ってほしいと関係市町から強く求められています。また、集落が管理している河川の補償施設等についても同様に集落から要望が出されています。

3.4 大規模ほ場整備の実現：90%を超えるほ場整備率を誇る滋賀県ですが、愛知川地域では旧八日市市街地周辺では未整備のほ場が600ha以上存在し、農地の集積や高収益作物を軸とした農業への転換が進んでいません。この現状を転換するため、大規模ほ場整備の実現は地域再生の柱であり、IT化した用水管理設備の導入による節水管理に途を拓くこととしたい。

3.5 永源寺ダムの堆砂対策：近年、局所的な集中豪雨や流域荒廃等、他動的要因による貯水池内への土砂流入が急増し、貯水機能の低下や取水機能への影響等が大きな課題になっています。1千万m³の新規用水の開発を含む湖東平野事業に着手したところですが、異常気象による出水により大量の土砂がダムへ流入し、ダム機能の低下により用水不足に拍車をかける事態となっています。ダム流域の山林荒廃が主な原因であり、森林の保全対策が求められています。

4. 取り組みの現状

上記課題への土地改良区の取り組みとして、

(1) 末端の水管理を主導する担い手、農業法人、水利組合等との情報交換と信頼醸成、また、JA等営農部局との水利用に関する合意形成に努めている。

(2) 老朽化に対応するため業務量が増大しているが、新たな職員の確保が難しい現状を踏まえ、施設の改良、水管理のIT化により管理業務の省力化を図ることとしている。

(3) 時代の要請による管理分担の見直しは財政基盤の強化も必要であり、維持管理費を節減するため土地改良区の単独事業として、1.5メガWの太陽光発電事業に取り組んでいる。

(4) 大規模ほ場整備事業の取り組みは、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、国、県、関係市町、土地改良区が合意、連携して、どれだけ実現性の高い夢と希望を組合員に与えることが出来るかにかかっていると考えている。

(5) 堆砂対策の1つは、水循環の恩恵を受けている土地改良区として、ダム上流集落に感謝すると共に、「水を守り」、「水を造る」活動を支援することだと考えています。土地改良区として長年続けてきた「感謝米運動」を発展させ、下流地域の皆様、関係機関の皆様と共に各種イベントを活用するなどして、活動を更に加速させたい。

5. 集落等と連携した活動

土地改良区と地域の連携した活動としては、親水公園等の管理(143施設)、国営造成施設の草刈り等(61集落と管理協定)、末端水路の更新等(まるとの132団体)、幹支線水路の草刈り等(173組織)、集落の住民様が参加する施設保全のための集落等の活動も定着しており、地域農業を基幹産業として、「むらづくり自慢」は増えていくと信じています。

6. おわりに

いま、土地改良法の改正に向けて「土地改良区のあり方」が議論されています。我が愛知川沿岸土地改良区としても三条資格者をどうするのか、役員体制をどうするのか、地元の総意をどう把握し管理運営に反映させるか、喫緊の課題と認識し地域の皆様と共に議論を進めていきたい。